

平成30年度 尚綱大学・尚綱大学短期大学部における競争的資金に関する不正防止計画確認表

平成30年6月28日制定

| 研究不正の発生要因                            | 研究不正防止計画               | 具体的行動  |
|--------------------------------------|------------------------|--|
| 研究者等としての責務や研究費に関するルールについて理解していない     | ルールの誤った運用の防止           | ①説明会等において、研究者及び事務職員に対し、競争的資金等ごとに定められているルール等の周知を図る。   |
|                                      |                        | ②研究者及び事務職員は、ルール等に疑問が生じた場合は、設置した相談窓口に照会する等、誤った運用を事前に防止する。   |
| 予算執行の時期に偏りがある                        | 予算執行時期の偏りによる誤った運用の防止   | ①文書や説明会では、年度末等の特定の時期に予算執行が偏ることにより十分な確認ができなくなるように、計画的な執行を行うよう周知する。  |
|                                      |                        | ②12月までに執行状況を各研究者に通知し、早期かつ適切な執行を行うよう周知する。   |
| 取引業者との癒着                             | 架空納品等による業者への預け金等の不正の防止 | ①契約においては、透明性・公正性を確保し、社会に十分な説明責任を果たすことへの意識向上を、研究者及び事務職員に対して図る。  |
|                                      |                        | ②業者との関係については、本学の研究倫理規程等の周知を図り、遵守させることはもとより、不正な取引が発生しないようにする。   |
|                                      |                        | ③取引業者に対し、規程等に則った適正な取引及び規程等遵守義務、さらに不正又は不誠実な行為等が認められたときには取引停止等の措置を講ずることについて、文書や説明会において周知し、不正防止についての協力を求める。                   |
|                                      |                        | ④納品検収体制に基づき、確実な納品検収及び納品事実の確認を行う。   |
|                                      |                        | ⑤必要に応じて、無作為抽出で業者に対する確認を行う。   |
| 出張の事実確認等が不十分である                      | 架空出張、旅費の水増し請求等の不正の防止   | ①出張申請する際は、出張目的・用務先等が確認できる書類等を提出させ、事前に適正な旅行日程等の把握確認を行う。   |
|                                      |                        | ②出張報告は、業務概要等を出張者自身が作成し、事務部門において、概要報告を出張申請の際に提出された書類と照合する等して事実確認を行う。  |
|                                      |                        | ③必要に応じて、無作為抽出で用務先等に対する確認を行う。   |
| 研究費を財源に雇用された者の管理が厳密に行えず、勤務実態の把握ができない | 人件費及び謝金に関するプール金の防止     | ①研究補助の従事者は、自署・押印した勤務表等を事務部門へ直接持参し、事務職員は、その場で従事者に事実確認・勤務実態の確認を行う。キャンパスが異なることなどにより直接持参が難しい場合は、学内便にて提出し、事務職員が電話等による従事者に確認を行う。 |
|                                      |                        | ②必要に応じて、勤務場所に出向き、勤務実態の確認を行う。   |
| 告発等の取扱い、調査及び処分に関する規則の周知が不十分である       | 研究不正の防止                | 不正使用に関する通報について 不正を発見したものが不利益を受けることを恐れて通報を躊躇することがないように、学外に通報窓口を設置していること、通報内容等の秘密保持及び通報者等の保護を徹底していることを、ホームページや説明会等において周知する。  |